**診　断　書　附　票　　　　　　（徳島家庭裁判所）**

　後見開始または保佐開始の審理には，本人の財産管理能力などに関する精神鑑定が原則として必要となっております。

　そこで，診断書を作成された先生に鑑定も依頼できるかどうかお伺いしたいので，お手数ですが，下記事項にもご回答ください。

　なお，新しい成年後見制度においては，精神科医に限ることなく広く主治医の方に鑑定をお願いし，医師のご協力をいただいております。

１　審理上，裁判所職員が，本人から申立ての内容や後見人等の選任などについて意見　を聴取する必要があります。本人が成年後見制度や申立ての意味を理解して，前記の　意見を述べることが可能な状態でしょうか。

□　制度や申立ての意味を理解して意見を述べることは不可能である。

□　制度や申立ての意味を理解して意見を述べることは可能である。

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　今後，家庭裁判所から鑑定の依頼があった場合

□　鑑定を担当できる（３もご回答ください。）。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  □　鑑定を担当できない |  |  |  □　植物状態・植物状態に準ずるため，鑑定す |
|  るまでもない。 |
|  |  □　先天的重度・最重度精神遅滞のため，鑑定  |
|  するまでもない。 |
|  |  □　その他（　　　　　　　　　　　　　　） |

□　鑑定を担当できないが，下記の医師を紹介できる。

 氏　　名：

 所属病院：

 連 絡 先：住所

 電話番号　　　　（　　　）

**（鑑定を担当していただける場合にご回答ください。）**

３　実際の鑑定に関して

　鑑定費用について

　（※裁判所としましては，できれば，すべて込みで５万円程度でお願いしたいと　　考えております。）

□　裁判所に一任する。

□　　　　　万円を希望する。

□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　鑑定期間について（※多くの事例で，３０日前後でご担当いただいております。）

　鑑定には，　　　日間必要です。

　鑑定料の振込先

□　鑑定医個人の口座　　　□　その他

　最高裁判所作成の「新しい成年後見制度における鑑定書作成の手引」の送付に　ついて

□　不要　　□　必要

※　なお，正式な鑑定依頼は，申立人が鑑定費用を当裁判所へ予納した後に，改めて文書にて差し上げます。